

市区町村番号	基本調査区番号	商業調査区番号	商店番号

3. 2. 1. この調査は、統計法（昭和二十二年法律第十八号）に基づく指定統計調査で、すべての商店は申告の義務があります。この調査票は、商業統計表を作成するためには使用するものであって、個々の調査票は、徴税その他直接申告者のために使用されるものではありません。また、調査の事務に従事する者が調査の内容を他にもとすことは法律により禁じられています。

この調査票は次のとおりの経路をとて通商産業省に提出されます。
申告者（調査員経由）→市町村→都道府県→通商産業省

昭和51年商業統計調査
指定統計
第23号 商業調査票丙（飲食店用）
昭和51年5月1日

秘

□ 票	番

3. 2. 1. ○この別紙の記入は注意をよく読んで記入してください。
○欄は事業所（店舗）だけについて記入してください。
○欄は事業所（店舗）又は市町村で記入してください。
○欄は都道府県で記入してください。

1. 商店名及び商店所在地 ふりがな										(電話) 局番	
商店名											
商店所在地		都道 府県	市 区 郡	区 町 村	丁目	番 号	番地	ビル 階			
2. 経営組織 会社（株式、有限、合資、合名）、団体など法人組織の商店は「1」を、また個人商店は「2」を○でかこんでください											
3. 商店の開設年 (1) 該当する番号を○でかこんでください (2) 2. に該当する場合はその年を、また、3. に該当する場合はその年及び月を記入してください											
4. 従業者数 昭和51年5月1日現在、主としてこの店の業務に従事している従業者の数を記入してください											
5. 年間商品販売額 昭和50年5月1日から昭和51年4月30日までの1か年間の販売額を記入してください											
6. 業種 別紙の業種分類表を参照し、主として該当する番号を一つだけ○でかこんでください											
備考		申告者の記名及び押印									

調査員押印

通商産業省

記入注意

調査票の記入に当たっては、調査票の説明とこの説明書及び業種分類表を参照しながら記入してください。

一般事項

- 調査票には青、黒のインキ又はボールペンで明りように記入してください。
- 金額は円単位で記入し、円未満は四捨五入してください。
- 調査事項の欄の一部に該当があって、他は余白になる場合には「0」と記入しないで余白のままにしておいてください。

調査項目

1. 商店名及び商店所在地

商店名は略称ではなく、正規の名称を記入してください。個人商店の場合は、原則として商号又は屋号を記入しますが、それがない場合は事業主（経営者）の氏名を記入してください。

3. 商店の開設年

- 商店の開設年とは、この店が現在の場所で事業を始めた年をいいます。
- 店舗の場合は、本店の開設年でなく、この支店の開設された年を記入してください。

4. 従業者数

- 従業者は、昭和51年5月1日（又は、これに最も近い給与締切日）現在で、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。
- なお、他の事業所から派遣されてきている者を除き、他へ派遣している者を含めます。また、長期欠勤者で、1か月以上かかる給与も受けていなかったものは在籍者であっても除きます。
- 「家族従業者」とは、事業主の家族であって毎月一定の給与を受けないで主としてこの店の業務に従事している者をいいます。

- 「常時雇用従業者」とは、一定の期間を定めないで、又は1か月を超える期間を定めて雇用している者をいいます。事業主の家族であっても給与を支払われている者はここに入ります。また、昭和51年3月、4月のそれぞれの月において18日以上雇用した臨時の者を含めます。

5. 年間商品販売額

昭和50年5月1日から昭和51年4月30日までの実績を記入してください。

なお、この期間の実績によることが困難な場合は最終日の決算日前1か年間の実績でも差し支えありません。

6. 業種

右欄に掲載してある飲食店の業種分類表のうちからこの店が主として該当する業種を一つだけ選んでその番号を○で囲んでください。

飲食店の業種分類表

業種名	定義	例示
1. 一般食堂	主として主食をその場所で飲食させる店（日本料理店、西洋料理店、中華料理店、その他の東洋料理店を除く）	食堂、大衆食堂、めし屋、お好み食堂
2. 日本料理店	主として特定の日本料理（そば、うどんを除く）をその場所で飲食させる店	和食店、てんぷら料理店、うなぎ料理店、川魚料理店、精進料理店、烏賊料理店、釜めし屋、お茶漬屋、にぎりめし屋、沖縄料理店
3. 西洋料理店	主として西洋料理をその場所で飲食させる店	洋食店、レストラン、グリル、フランス料理店、ロシア料理店、イタリア料理店
4. 中華料理店、その他の東洋料理店	主として中華料理、その他の東洋料理をその場所で飲食させる店	中華料理店、上海料理店、北京料理店、台湾料理店、満州料理店、中華そば店、ぎょうざ（餃子）店、朝鮮料理店、印度料理店
5. そばうどん店	主としてそば及びうどんをその場所で飲食させる店	そば屋、うどん屋
6. すし屋	主としてすしをその場所で飲食させる店	すし屋
7. 料亭	主として日本料理を提供し、接待して客に造営飲食させる店	料亭、割烹店、待合、お茶屋
8. バー、キャバレー、ナイトクラブ、シラップラブ	主として酒類及び料理を提供し、接待して客に造営飲食させる店	バー、キャバレー、ナイトクラブ、カフェ、サロン、スナックバー
9. 酒場、ビヤホール	大衆的設備を設け、主として酒類及び料理をその場所で飲食させる店	大衆酒場、やきとり屋、おでん屋、もつやき屋、のみ屋、酒蔵、ビヤホール
10. 喫茶店	主としてコーヒー、紅茶、清涼飲料及び簡易な食事をその場所で飲食させる店	喫茶店、フルーツパーラー、音楽喫茶、純喫茶、スナック（喫茶を主とするもの）
11. その他の飲食店	主として大福、今川焼、ところ天、汁粉、湯茶など他に分類されない飲食品をその場所で飲食させる店	休憩所、茶店（みせ）、今川焼屋、しる粉（汁粉）屋、ドライブイン、お好み焼屋、たこやき屋